

合意書

国保多古中央病院(以下、甲という)と保険薬局名称: _____

以下、乙という)は、乙の保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益をこうむらないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

【記】

1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。(詳細については国保多古中央病院院外処方せんにおける疑義照会プロトコール参照)

- ① 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更(変更不可の処方を除く)
- ② 成分名が同一の銘柄変更(変更不可の処方を除く)
- ③ 内用薬の規格の剤形の変更(変更不可の処方を除く)
- ④ 湿布や軟膏剤での規格の変更(変更不可の処方を除く)
- ⑤ 処方薬剤の服薬状況などの理由による一包化(一包化不可の処方を除く)
- ⑥ 残薬の調整(投与日数を延長する処方を除く)
- ⑦ 湿布薬の1日使用枚数と用法用量が不一致の場合の、1日使用枚数あるいは用法用量の変更

2 開始時期について

開始時期:西暦 年 月 日

3 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容変更については必要時協議を行うものとする。

西暦 年 月 日

名称(甲):国保多古中央病院

住所:千葉県香取郡多古町多古 388-1

代表者氏名:病院長 片倉 達 (印)

名称(乙):

住所:

代表者氏名: (印)